

「白直垂」の装いからみる武家の意識

— 鎌倉時代から室町時代へ —

山岸 裕美子

はじめに

直垂は鎌倉時代以降、武家服飾の代表となった衣服である。本稿においてはその中でも特に、鎌倉から室町期にかけて着用された「白直垂」をとりあげ、これが装われた背景を探ることにより武家独自の意識を明らかにしたい。

直垂はもともと、袖の細い上衣と裾の短い袴からなる庶民の実用着から発した衣料であり、出自を低い身分にもつほとんどの武士は日常的にこれを用いていた。しかし、中央に進出し実力を発揮するようになると形態は寛闊化し、狭かった袖口が広く開いた広袖になるとともに、袴も四幅よのから六幅むのとたつぷりしたものとなり、武家の公の衣服として、出仕や儀礼の場で用いられるようになる。

形態の特徴は、束帯の袍・直衣・狩衣・水干などの公家系の衣料がすべて盤領わんりょう（スタンドカラー）であるのに対し、垂領たれりょう（今日のきものようなVネック）仕立てになっていることである。また身頃については、鬨腋むまきで衽は無く、胸元の衿の左右に付けた胸紐を結んで着用するが、前身頃は引き合わせるために後身頃より長く仕立てられている。袖は公家系

服飾の狩衣が後身頃にわずかに縫いつけられているだけなのとは異なり、前後とも身頃にしっかりと縫い合わされ、袖には袖口を絞って動作をしやすくするための袖括そでくくりの緒おをつけた。そしてその直垂の上衣を袴の中に着込めて上下衣形式として装うのである。これは公家系服飾が上衣の裾を袴の外に出して装われるのとは対照的で、着装した際、動作が簡便になり動きやすい。

このように、公家系服飾が盤領で、身体から離れた部分が多くゆるやかであるのに対し、直垂は垂領仕立てで身体に副い、機動性のある形態であった。このことは武を生業とする武家が好んで用いた所以であるといえよう。

室町時代になると直垂は鎌倉時代よりいっそう寛闊化して、袴は裾を長く引きずる長袴となり、素材は絹が中心になる。そのような中、室町時代の史料をひもとくと、幕府の儀式においてその儀の役人が白直垂を装って諸役を果たす姿を散見する。そして、彼らについては、白直垂着用だったことがことさらに記されているのである。彼らはなぜ白直垂を着る必要があったのだろうか。またなぜ、白という色だったのだろうか。本稿はこのような疑問から出発し、形態のみならず色彩にもまたがるが故に解釈し難い装いの意味を説明することを目的とするものである。

室町時代の白直垂に関して、『武家名目抄』には「按、建内記に白直垂に對へて、只直垂といへるは染直垂のことなり。染直垂を常の服にして白直垂を晴の服なることを知るべし」と述べられている。ここでいう『建内記』の記述とは、永享三年（一四三一）一二月一三日・一四日の六代將軍義教の新邸移徙の儀の記事を指し、役人が「白直垂」を着用し、その他は「只直垂ただのひたれ」姿だったことが記されている。⁽²⁾『武家名目抄』では「只直垂」を日常着の染直垂と考え、これと相對するものとして「白直垂」を晴の服ととらえているのである。しかし、白直垂とは果たして晴の装束だったのであろうか。

一方、白という色の衣服については、神聖さをあらわす服飾であると考えられ、神に奉仕するための神事服として、また祭祀を司る祭官たちによって古くから用いられてきた。その色彩感情は今日まで受けつがれ、様々な場面で着用されている。そのため、白の衣服というと清浄をあらわすものと、千篇一律に考えられがちなのもまた事実であらう。

服飾から武家社会を論じる研究は僅少であるが、中世の直垂に関する研究についてはまず、二木謙一氏による武家故実における直垂の装いについて言及した業績が一頭地を抜いているといえる。⁽³⁾またさらに、藤原頼実の直垂装束に対する藤原定家による批判をもとに、公家の直垂姿に対する認識を考察した中井真木氏の論考や、足利義満をとり巻く公家の直垂の文様についての柳川真由美氏の研究⁽⁵⁾がある。しかし、両者はいずれも公家の認識をとおしての直垂を取扱ったものといえる。このような中、杉山一弥氏は装いのしきたりから鎌倉公方を中心とする鎌倉府の規範を明らかにしている。氏はその討究の中で、『鎌倉年中行事』中の「御所造並御新御造ノ御移徙之体ノ事」の項の白の直垂について、やはり清浄を表現する装いであるとしている。⁽⁶⁾確かに中世の公家については物詣などの際、清浄無垢をあらわすために白の狩衣である浄衣を着用することが当たり前であった。しかし、果たして武家においてもそうなのであろうか。白直垂のすべてが、清浄をあらわすための衣服だったとはいえないのではなからうか。

服飾は言葉以上に様々なことがらを我々に語ってくれる。それを着用する者の意識や意図、さらには社会における立場・序列などを表象する、いわば記号であるといえよう。

本稿は、記号にも当たる白直垂を通じてこれを装うことの意味を明確にし、根底にある武家の意識について探ることを目的とするが、この論考を進めるためには、まず白直垂の「白」という色について言及しなければならぬ。本論に入る前に、前提とする服色の白の範疇について述べておきたい。

白は古代の日本人にとって、天からさす明るい光を象徴する色であり、そのため最も尊く神聖であると考えられていた。⁽⁷⁾また、『日本国語大辞典』によれば白は、「あらゆる波長にわたる可視光線を一樣に反射する物体を見て感じられる色。明るくて特別な色がないと感じられる状態。」としている。しかし、本稿では衣服の素材における白について勘案する必要があろう。

服色の呼称としてのいわゆる白には、生地のままの素・練色・鳥の子色（卵の殻の色）などがある。まず、素材が絹の

場合、練色といわれるものは次のような工程で処理された結果、白色が得られる。生糸（まゆ糸）は一本の繊維の断面がほぼ三角形であり、二本のフィブロイン繊維がセリシンという膠質（にかわ）で覆われてできている。このセリシンを除かないままの硬質な絹のことを生糸というが、しかし熱湯につけて溶かし去って（これを練るといふ）柔らかくすれば、練糸が得られる。この両者を比較すると、練糸のほうが生糸よりも白色がまざっているのである。

そして、素材が麻である場合には、晒すことによつて白くするが、これには天日晒しや雪晒しなどの方法がある。天日晒しは、麻布を河原や野原に張り、それに灰汁をかけて天日に干す。この工程をくり返した結果、漂白されて白くなるものである。また、麻布を雪上に拡げて日光に晒す雪晒しもある。これは、雪がとける際に出る水蒸気に強い紫外線があるとオゾンが発生することを利用した漂白方法である。

一方、晒すことをしていない麻糸で織られた布は、まさに生成りの色をしている。しかし年数が経つと徐々に茶色味が濃くなるが、これもまた白の範疇に入るものなのであろう。⁽⁸⁾

武士の直垂は、庶民として日常用いていた頃のものは、麻布製であった。しかし、政権を握り実力をもつようになる、有力武士たちはほとんど絹製の衣服を着用し、白直垂といった場合は、練った絹の白色（練色）のものであったと考えられる。それに対し、中間、下部などと称される身分の劣る者たちの白直垂は、前代から用いられている麻布製の生（素）を示すことが多いと推測できるのである。

直垂の白といつても以上に述べてきたように、素材・織布の処理の仕方・経年によつて、光沢・発色・手触りなどの質感は異なり、白の色彩として認識される際の振り幅が大きい。このことを念頭に置きつつ、白の概念に関しては、粗くはあるが、しかし厚みをもたせながら考えていくこととしたい。

I 室町時代の武家儀式・供奉行列における白直垂

1 儀式のなかの白直垂

室町時代の史料中には、白直垂を着て儀式における何らかの役目を果たす者たちの姿をしばしば見出す。ここではまず、実際の白直垂着用の様相を具体的にみていきたい。

まず、三代將軍足利義満元服の儀から始めたい。

『鹿苑院殿御元服記』⁽⁹⁾

御祝儀式次第

先御^一出御鬢所^一、令^レ着^二御装束^一、狩衣、給御出、

次理髮役人持^二參御立烏帽子^一、御右御脇並、之、則^レ出、

次役人持^二參泔坏^一、入^レ水^ヲ御前^之左^ニ置、則^レ退出、

次理髮參勤之、

次加冠參勤之、其後疊御座^上有^二御移^一給、

……(略)……

加冠以下役人奉行人等皆着^二白直垂^一、(傍線筆者。以下同)

義満の元服は、応安元年(一三六八)四月一五日に行われたが、これはその儀式のための次第を記したものである。冠者に烏帽子を被せる加冠の役をはじめとする役人・奉行は「皆着白直垂」とあり、全員が白直垂を着用することになって

いた。

かくして、義満は一〇歳で元服した後、同年一二月に征夷大將軍となった。そして応安五年（一三七二）には、はじめて花押を定めて判始の式を行った。

『花宮三代記』によると、義満の判始・評定始の儀について次のようである。

『花宮三代記』 応安五年（一三七二） 一月二二日条¹⁰

廿二日

……（略）……

將軍家御判始、御年十五、立烏帽子、長絹直垂、

執権 武藏守頼之朝臣着直垂、浅黄

総奉行 治部少輔高秀同

右筆 松田左衛門尉貞秀同、白直垂イ

合奉行 齊藤四郎右衛門基兼袷東白直垂、

御祝事

……（略）……

次御評定被_二始行_一之、

御着座

武州頼之 佐々木 礼部高秀

中條 武庫禪元威 町野直イ 遠禪貞勝

山城
中書行照
佐々木備前
備禪道寿

波多野
肥州道卿 俗体直垂、法体衆

御硯 問注所役、町野掃部助信兼進上之

奏事 飯尾美濃守貞行白直

鬪子 飯尾左近将監

…… (以下略) ……

判始の「合奉行」及び、異本によれば「右筆」の役、そして評定始の「奏事」を務める武士は白直垂を着ていたことが記されている。判始については、臨席する武家の直垂の色や素材について言及され、義満は長尺に織り出した絹で仕立てた恐らく上質の直垂（色は不明）を着用していた。しかし、「執権」の管領細川頼之と「総奉行」の佐々木高秀・「右筆」の松田貞秀は浅黄の直垂とあり、役目を担う全員が白を着たわけではなかったことがわかる。そして、ここでも白直垂の武士たちについて、わざわざ言及されていることがわかる。

さらに、六代将軍足利義教に関する儀式を追ってみた。義教は、兄義持の死後に突然、将軍後継者に籤で選ばれたこととはよく知られている。僧籍にあったことから彼が室町殿となるためにはまずは還俗しなければならず、そのため刺つていた髪を裹む儀式を行った。

『満濟准后日記』応永三五年（一四二八）／正長元・四・二七改元 三月二日条^①

十二日晴 今日当御所様被_レ裹_二御髪_一、役人畠山尾張守、着_二白直垂_一云々、於_二裏松亭震殿_一有_二此儀_一云々、管領同参申入、其外諸大名不_レ及_二参申_一、及_二夜陰_一可_レ参旨被_レ相触云々、被_レ裹_二御髪_一吉時未刻云々、

管領畠山満家立合いのもと、満家の長男である持国が役人として白直垂姿でこの儀を行ったとある。重要な役割を果たした武家はやはり白直垂の装束であった。

以上にみてきたとおり、各儀式においては役を受け持つ者が白直垂を着用して、その任を履行したのである。

2 召し具される者の装いとしての白直垂 — 引き立ての装束 —

前節では、武家の儀式において白直垂を着用する役人が、どのような役目を果たしていたのかを概観したが、ここからは、なぜ白直垂なのかという問題の本質に近づくための史料をあげながら考えていきたい。

義教は還俗の儀を経て翌年に、三六歳にして元服した。元服の儀の様子については『満済准后日記』に次のように記されている。

『満済准后日記』正長二年（一四二九）三月九日条

今夜^{多刻}、室町殿様御元服、加冠管領、但法体之間為^二代官^一尾張守參申了、尾張守^{持国}四品事、内々依^レ申^二意見^一、去五日被^二宣下^一了、鹿苑院殿御元服之時、細河武藏守于^レ時從四位下也、任^二彼御佳例^一也、理髮同阿波守、……（略）……次御元服之儀、於^二震殿東^一在^二此儀^一、委細別在^レ之、……（略）……御元服御装束事、兼有^二其沙汰^一、自^二二条撰政家^一被^二計申^一了、白襖御狩衣^{御文}、コキ紫ノ御指貫^{御文}、下括、加冠以下役人悉白直垂^{布也}、役人之外ハ悉淺黄等直垂裏打也、

義教の元服で加冠の大役を務めるのは、本来ならば管領である。しかし、管領畠山満家が法体のため、息子の持国の代

役であった。彼には、かつて義満元服の時に加冠役の細川頼之が四位下に叙せられたことを佳例として、四位が与えられている。そして主役である義教の装束は、文織りの白襖しろあおの狩衣と濃い紫の指貫さしぬきであった。この「白襖御狩衣」は絹織物で、裏表とも白である。そして加冠の役である畠山持国以下、この儀における役目を受けもった武士はすべて、白直垂の、それも布製（麻布製）という装束であった。しかし、この儀の役人以外は皆、色物（「浅黄等」の裕あわせ（「裏打」）の直垂だったとあり、白直垂については「白直垂布」と、意図的に解説している。これは「直垂」といった場合、絹製であることが通念であったため、わざわざ「布」と説明を加えたのであろう。

とすると、列席者が絹の色物を着ていたにもかかわらず、管領の代役でありかつ四位に昇進した畠山持国を含む役人たちが麻布製の白直垂を着用していたことは、服飾の格付けからすると理解しづらい状況となる。しかし、何故「布」でなければならなかったのだろうか。

そこで、史料中の白直垂は儀式において着用されているものがほとんどであるが、場面を行列行粧にまで拡大して探索し、検討してみることにした。すると、供奉装束の秩序に関する新たな手がかりを探り当てることができた。それは將軍に供奉する際の番頭や雑色の装束について説くくだりである。次にあげてみたい。

『建内記』正長元年（一四二八）六月一四日条⁽¹²⁾

御雑色事、（足利尊氏）等持院殿以来被_レ召仕_二者也、（足利義満）鹿苑院殿大将御拜賀已来、被_レ准_二撰家_一、被_レ申請_二番頭被_レ召具_一、○仍件雑

色御車後供奉之、（但非、唱儀）先日御_二出御_一、（七日、京極）敷敷之時、著_二内々御出_一被_レ略_二番頭_一、件御雑色許被_レ召具_二之、其時著_二

立烏帽子_一、著_二白直垂_一、（但押薄、今日）其後又同前云々、

番頭等此事種々訴申之、著_二折烏帽子_一可_レ為_二染直衣_一、是先例也、而今同番頭之装束、不_レ可_レ然之由申_二所存_一云々、

雑色申云、先例_二著_二此直衣_一・立烏帽子_一之由存之、但何度御出時著哉、所見只_二○着用物之由相存許也、且長得院殿_一

時□^(同カ)著着了了、番頭何可レ申^二所存^一哉之由陳申云々、以上勸黄門説也、^(勸修寺経興)

但今日不^レ押薄、只白直垂也、

まず、右の記事中の「直衣」についてみておきたい。これらは、文脈からすると「直垂」でなければならず、書写の際の誤謬であると考えられる。たとえば番頭は、雑色を着るべきものについて、「著折烏帽子可為染直衣」と言っているが、まず雑色身分の者が高位の公家の服飾である直衣を着る可能性は無く、さらに直衣を着て折烏帽子を被る組合せはあり得ない。この点を確認してから解釈を試みよう。

雑色の御供の服装について、番頭が異議を申し立てたのである。去る六月七日に、室町殿（この時は義円）が祇園の輿迎見物のために棧敷に出御した際、番頭を略して雑色だけを召し連れた。雑色は折烏帽子に染直垂姿が例式のはずなのに、その時は立烏帽子に白直垂（この時は、箔^{はく}を押したものを）を着ていた。そして今日もその番頭の装束を着ているのは、ふさわしくないと言っている。

つまり、番頭の装束である白直垂姿は、雑色には分を超えているのではないかと不平を訴えたのである。番頭は摂家の行列に准じて設けられたものであるため、同じく將軍の召具であっても雑色よりも格上であるという誇りをもっていたのであろう。

これによれば、番頭のほうが雑色よりも地位が高く、従って扨従の装束としては、〈立烏帽子＋白直垂〉のほうが、〈折烏帽子＋染直垂〉よりも格が上だったと解釈することができよう。そのため、番頭は異議に及んだのである。

『建内記』にはもうひとつ、見逃せない記事がある。

『建内記』 応永三五年（一四二八／正長元・四・二七改元）三月六日条裏書

雑色トハ、等持院殿御時自鎌倉^二奉^レ從テ元來ノ雑色ナリ、今程ハ車寄ノ雑色ト自称シテ、毎度御出之時參候云々、先日自^三青蓮院^一御出之時も參けると申之、番頭事[□]、ハカ鹿苑院殿已來被^レ模^レ撰^レ家^一被^レ召渡^レ之、所^レ被^レ召具^レ也、凡束帶、衣冠、直衣之時ハ、番頭著^二布衣^一也、小直衣、狩衣之時ハ、番頭直垂也、堅固内々不及沙汰之時○乘^二輿風情^一之時ハ、折烏帽子ニ白キ直垂カ□□ニテモ召具ナリト執柄被^レ談[□]、之カ今度主人御直垂也、番頭直垂可^レ然云々、御車立烏帽子

室町殿（義円）の三條亭移徙に際しての扈從の装束について、万里小路時房が取次いで諮問したことに対しての関白二条持基の回答である。

雑色と番頭の由来について述べた後に、主人である室町殿供奉の時の番頭の装束として、およそ次のように説明されている。主人が束帶・衣冠・直衣という朝廷に出仕できる服飾の時は、それよりもひとつ格下の布衣を着る。主人が少し略装である小直衣・狩衣の時はやはり、それよりも格下の直垂（この場合は色物の直垂のこと）を着用するのであるという。つまり、番頭は主人の装いよりも必ず格下の衣服を着ることになっているのである。

そして主人が「堅固内々、沙汰に及ばざるの時、輿風情に乗るの時」の番頭の召具装束は、〈折烏帽子+白直垂〉とある。これが番頭のもっとも下位、略式の装束であろう。室町殿の「堅固内々、輿風情に乗るの時」の装いとは何だったかといえ、ハカ「堅固内々」なので最も簡略な服装の直垂であったことが推測できる。この直垂を着る主人の御供の時、なぜ番頭が「折烏帽子ニ白キ直垂」なのかについては、以下のように解釈することができるのではあるまいか。つまり、主人の着る直垂が織物かまたは染物であった場合、召し具している番頭が染（染色された色物）直垂を着ると、主人の装いと同じ色合になることがあり、一見同格の見映えになってしまふ。そのため、主人の車や輿のすぐ傍に召し具される者として、色のない「白」を着用することとし、主人を引き立てる意味で主從のけじめをつけたのである。⁽¹³⁾

引用史料の最末部分に、今回主人は「御直垂」で「御車」と傍注されている。車での外出は、輿でのそれよりも格が高

い。「輿風情」に乗って「堅固内々」の外出であれば、番頭は〈折烏帽子＋白直垂〉でよかったが、「今度」主人は「御車」なので、供の番頭は立烏帽子がよいとされている。また、「今度」主人は直垂とあるので、従者は格下の服飾という原則に従えば、番頭の着用すべき「直垂」は白直垂ということになるだろう。

室町殿の行列は、衆目を意識して行われた一種の見世物、また儀式でもあっただろう。そこで重要なことのひとつは、主従の服飾の相互関係、バランスであった。扨従の装束や傍近くに仕える武士たちの服飾は、主従のけじめや、主人を引立てることを重視して装われたのである。そしてこのことは、室町殿などで挙行される種々の儀式、行事においても変わることはなかっただろう。

本章の最後に、番頭の装束に即して白直垂の位置を整理、確認しておこう。

立烏帽子、折烏帽子、染直垂、白直垂の組み合わせは、四通りである。『建内記』から〈立烏帽子＋白直垂〉は〈折烏帽子＋染直垂〉より上位の服飾であったことが知られ、さらにおそらく〈折烏帽子＋白直垂〉がもっとも下位、略式の服飾と思われた。立烏帽子が折烏帽子より上位であることはいまでもなからう。したがって、〈立烏帽子＋染直垂〉は格上の装いと推測されよう。そうだとすると、四通りの組み合わせ服飾の序列は、次の如くだったとするのが妥当だろう。

- 1 〈立烏帽子＋染直垂〉
- 2 〈立烏帽子＋白直垂〉
- 3 〈折烏帽子＋染直垂〉
- 4 〈折烏帽子＋白直垂〉

染直垂つまり普通の色物の直垂、「只直垂」のほうが白直垂より上位の服飾であったことは明白であろう。

Ⅱ 鎌倉時代の武家儀式・供奉行列における白直垂

1 儀式を担う武家の装束

I・1・2では室町時代武家儀式における役人の白直垂の装いの意味について追究し、上位者を引き立てるための衣服であったという大きな手がかりを見つけることができた。しかし、なぜ形態が直垂で、それも白でなければならぬのかについては、まだ十分説明し尽したとはいえない。そこで、ここからは室町時代の史料から得られた知見に基づき、嚆矢となる前代の白直垂の諸相について吟味していきたい。背景にある心意や表現しようとしたことがらなどを明らかにできると考えるためである。

その際、中心とするのは武家による初の記録『吾妻鏡』である。この史料は日記の形式をとってはいるものの、その時々の記録ではなく後の幕府権力者の指示のもとで編纂されたものであり、その権力者とは執権北条氏嫡流の得宗であることが、これまでの研究により明らかになっている⁽¹⁴⁾。成立時期についてはいくつかの研究があるが、一四世紀初頭（一三〇〇年はじめ）であるとの説が今日では有力である⁽¹⁵⁾。ちなみに、この頃の得宗は北条貞時であった。しかし、『吾妻鏡』は何を意図して編纂されたのかという問題をはじめ、源氏將軍時代と公家將軍時代とで記述形式が明らかに異なっていることや、誤謬・曲筆・脱漏があることなど、謎が多く残されている。とはいえ、当時の鎌倉時代の幕府を中心とする武家の様子を知るためには、我々はこの史料に拠らざるをえない。

服飾に関しては、『吾妻鏡』中には当時武家が様々な場で用いた衣服についての記載があり、特に直垂については武家服飾の代表であるため数多く見出すことができる。なかでも「白直垂」については特にとりたてて注記により説明が加えられていることから、何らかの特筆に価する理由があるのではないかと思われる。そこで、『吾妻鏡』中のすべての白直垂を含む記事についても検討していくこととしたい。

さて、鎌倉幕府の四代將軍九条頼経は、三代將軍源実朝の横死後、母が頼朝の遠縁にあたることから鎌倉の地に迎えられた。二歳の時のことである。その後、元服や將軍宣下を経て二代將軍頼家の息女竹御所を娶り、その四年後に竹御所は出産の時を迎えた。その様子を『吾妻鏡』は次のように伝えている。

『吾妻鏡』天福二年（一二三四）文暦元・一一・五改元 七月二十六日条¹⁶

廿六日癸亥、御台所令^レ移^二御産所^一相州第供奉人々数輩、渡^二御相州亭^一之後、及^二子剋^一有^二御産氣^一、廷尉定員催^二鳴

弦役人、十人參進、各白直垂立烏帽子、

左近藏人

城太郎

上野七郎左衛門尉

駿河五郎左衛門尉

近江三郎兵衛尉

三浦又太郎

伊東三郎左衛門尉

葛西新左衛門尉

中条左衛門尉

和泉二郎左衛門尉

將軍御台所の竹御所はまず、産所である「相州（連署の北条時房）」の邸に入った。そしてその後産氣を催したため廷尉の（藤原）定員が鳴弦の役のを召し一〇人が参上したが、彼らは一〇人とも白直垂を着ていた。

鳴弦とは、魔障や穢れを払うために弓の弦を引き鳴らすまじないである。出産に及び、邪氣が入り込んで死をもたすことがないよう、禁厭の意で音を立てるのであるが、「白直垂立烏帽子」姿で役目を果たしている。この役の者たちがどのような人物であるかを見てみると、「左近藏人」とは毛利親光、「城太郎」は安達義景のことであり、この当時は両者とも六位の位を有していた¹⁷。

その他の八人については、兵衛尉・左衛門尉の官名が付されていることから、従六位下、正七位上相当の位階の御家人たちである。なかには、將軍御前で行われた笠懸の射手の役を果たしたり（「城太郎」〈安達義景¹⁸〉）、將軍出行に際して調度懸（將軍の弓矢を持つ役）を務めた者（「上野七郎左衛門尉」〈結城朝広¹⁹〉）も含まれ、弓の技に秀でた者たちであった。京都から迎えられた將軍に子どもが産まれるというだけでなく、御台所は源頼朝の孫に当たる血脈を持っていた。そのため、この役を務める者たちの人選は慎重に行われたことがうかがえる。そしていよいよ出産の時を迎え、産所における白装束であることに加えて魔障を払いのける鳴弦の儀を行う際に装われたのが白直垂であった。神秘的なものの威力を借りる符呪に携るに際し、適役として選ばれた者たちの衣服であったことは見逃せないであろう。

また、神道の儀式においても白直垂を着用する者を見出すことができる。

中世の社会においては、現今のように科学が発達していなかったことはいまでもない。人々は天変地異や兵乱・疫病などが起こるとそれを災厄としてとらえ、加持祈祷を行っていた。また、凶事を防ぐための祓や修法も頻繁に行った。

『吾妻鏡』文永二年（一二六五）七月には、六代將軍宗尊親王妻室の安産を祈願する千度祓が行われている。

『吾妻鏡』文永二年（一二六五）七月二八日条

廿八日甲子、小雨降、御産御祈被_レ行_二千度祓_一、晴茂 宣賢 業昌 晴長 晴秀 晴憲 晴宗 泰房 職宗 親定
等候_レ之、陪膳左近大夫将監時村萌黄狩衣、紫奴袴、右馬助清時織物狩衣、蘇芳指貫、自御所給_レ之、役送十人各布衣、恪勤十人各白直垂、為_二手長_一、縫殿頭
師連、備中前司行有式部太郎左衛門尉光政、輕服替俄奉_レ之、等奉_二行_一之、

千度祓は神道の修法であり、中臣祓などの祓の詞を千度繰り返して唱えるものである。ここでは晴茂（安倍）以下の陰陽師一〇人がこれを執り行った。つまり陰陽師一人につき一〇〇遍、祓のことはくり返し唱え、千度祓としたと推測さ

れる。

この祓において恪勤一〇人が白直垂を着て、膳部を運んで取次ぐ手長の役割を果たしている。⁽²⁰⁾ 恪勤とは、政所に所属し幕府の雑役を勤めたり、宿直も行った小侍である。身分も侍の中では一番低かった。そのため彼らは、公家系の盤領の衣服ではなく直垂を着用し、それらが白だったのである。ここで白を装ったことについては、神事に携わる者としての清浄をあらわす意もあつたとは思われるが、しかしその一方では陪膳の役を北条時村（左近大夫将監時村）と北条清時（右馬助清時）が狩衣姿で務めている。特に清時の装束は織物の狩衣であり、かつ「自御所給之」と記されるように、宗尊将軍から拝領したものであつた。これは彼が宗尊親王の近臣として、親しく御所内の諸番役を勤めたためであらう。⁽²¹⁾ また、膳部を運んで陪膳に取次ぐ役送を、狩衣と同じ形態である布衣（は）を着た一〇人が担つたとある（色については記されていない）。

いづれにせよ、この儀に出席した武家は全員が白を着ていたわけではないことが確認できるのである。

以上の二例からすると、白直垂はいずれも厭勝にかかわる儀式の場で着用されているものの、清浄や精進潔斎の意だけで装われていたのではなかつたといえよう。千度祓において陪膳の役を務める北条氏の二人はそれぞれ萌黄と織物の狩衣を着ており、浄衣などの神事服ではなかつたことがそれを物語っている。つまり、白直垂には室町時代の法則と同じように、儀式のなかで際立つ役柄（ここでは北条氏の二人）の上位者に差をつけ引き立てるための礼装としての役割があつたと考えることができるのではあるまいか。

2 行列行粧における主従のけじめ

前節では禁厭における白直垂についてみてきたが、中世においては神社・仏閣への参詣が熱心に行われ、白装束を着て物詣を行う描写が文学作品に見出される。その例として次のような説話がみられる。

『古今著聞集』「將軍入道賴經初めて上洛の時若女房奉行の武者に連歌の事」⁽²²⁾

將軍入道殿、はじめて上洛の時、清水の橋をわたされけるに、いづれの武者の分にてかありけん、白きひた、れきたる男の、ただちことがらさる体なるが、奉行してありけるが、ふみを見て立たりけるを、わかき女房の清水まうでする物と見えたるが、此男のもとへ立よりていひかけ、る、

たちろぐかわたしもはてゝふみ、るは

といへりけるを、此男つけんずるきそくにて、しばしうち案じけるが、此心やまはらざりけむ、大声を出て、「いかに、將軍の渡させ給ふ橋をばたちろぐかとは」と、がめければ、おそろしくて、あしばやにさりにけり。

將軍入道賴經とは、四代將軍九条賴經のことである。『吾妻鏡』の記事によれば、彼は嘉禎二年（一二三三）／暦仁元年（一二三三改元）に大勢の武家を従えて初めて上洛した。およその内容は以下の通りである。賴經將軍上洛の際、清水詣をした時のこと、清水の橋で命に従って事を行っていた「白きひた、れきたる男」（武士）が文を見ながら立っていると、京の若女房が彼に歌を詠みかけた。「ためらっておいでですか。文を渡しもしないで。」という内容の歌である。「わたし」には手渡す意と橋を渡る意をかけ、「ふみ見る」には文を見る意と踏みみる意をかけてあった。この男はしばし考えてはいいたものの、結局下の句を続けることが出来ず、大声で上の句にある「たちろぐ」という言葉を咎めた。すると大声で怒鳴られたこの女房は、恐ろしくてそそくさとその場を去って行ってしまったというものだが、歌の心知らぬ東国武士の失態が笑いを買う形で書かれている。この「白きひた、れ」の男は、「ただちことがらさる体なるが」とあるように、体格・風貌ともに立派な武士だったことがわかる。そして、後の「いかに、將軍の渡させ給ふ橋をばたちろぐかとは」（傍点筆者）と咎めたことから、この日は尊び敬うべき將軍の清水詣という盛儀に御供として加わるために、わ

ざわざ白直垂の装束をして、誠実にその任に当たっていたのであろう。

そして、鎌倉においてもこの『古今著聞集』の場合のように、物語の御供の者によって「白直垂」が用いられていた。

『吾妻鏡』文応二年（一二六一）／弘長元・二・二〇改元 二月七日条

七日己亥、霽、將軍家二所御精進始、未尅、御息所令レ詣二鶴岡宮一御、御下向後 初度先茂氏東帯 役送参二中御所一勤二御祓一、禪

正少弼業時候二陪膳一、周防五郎左衛門尉候二役送一、御禊越前々司、役送信濃二郎左衛門尉、供奉人着二淨衣一、將軍家御精進中參籠人可二供奉一之由、兼日雖レ有二其定一、人数不足之間、被レ催二加之一、

供奉人

淨衣

御輿寄武藏前司（大仏）朝直 共侍淨衣、立烏帽子、中間淨衣、折烏帽子

尾張前司（名越）時章 侍同、中間白直垂

同左近大夫將監（名越公時）侍白直垂、御幣役越前々司（北条時広）侍一人同上、中間淨衣、

彈正少弼（北条業時）侍一人淨衣、越後四郎（金沢）顕時

相模三郎（北条）時輔 侍折烏帽子淨衣、中間同上、

同七郎（北条）宗頼 侍一人立烏帽子淨衣、中間直垂、

遠江七郎（名越）時基 同上、

木工権頭（藤原親家）雑色一兩輩相具、

和泉前司（二階堂）行方 淨衣折烏帽子少々相具、又有淨衣小舎人童一

同三郎左衛門尉（二階堂）行章

秋田城介 具 雑色、 同六郎顕盛

武藤少卿景頼 具 雑色、 日向前司祐泰

周防前司（鳥津）忠綱 淨衣少々相具、 ……（略）……

〔一〕内筆者

この日、宗尊親王は二所詣²³に当たつての精進を行うため、鶴岡八幡宮に参籠した。また、同時に宗尊妻室の参詣も行われ、鎌倉將軍の「御息所」として京都から嫁して初めての鶴岡詣という晴の儀でもあった。宗尊とともに籠ることになっている者たちは、その名簿が予め進覧されるという手続きを経て人選が為された有力武士たちである。²⁴そして彼らは皆、神事に着用する浄衣の姿である。なかでも特に幕府の枢要な立場にいる者は、侍や中間を御供として引き連れている。しかし、官位の低い者はそれらを従えることができなかつたようである。全体を見渡すと、彼らが従わせていた侍や中間のなかには主人と同じく浄衣の者もいるが、それに混じつて白直垂を着た者がいることがわかる。

さらに詳しく見てみると、「武蔵前司朝直」（北条〈大仏〉朝直）が伴つた侍・中間はどちらも、主人と同じ浄衣の装束であるが、侍は「浄衣、立烏帽子」、中間は「浄衣、折烏帽子」とあり、烏帽子によつて両者の序列を視覚的に示している。また、「尾張前司時章」（北条〈名越〉時章）の従者については、侍が盤領仕立ての浄衣で、中間が垂領仕立ての白直垂を着ている。そして、「同左近大夫将監」（北条〈名越〉公時）の従者は、侍・中間ともに白直垂姿であった。

このように上級有力武家に扈従した侍と中間とに白直垂姿を見出せるが、身分関係などを考え合わせると、白直垂は浄衣と同じ清潔の意味を持つものの、しかし公家系服飾である浄衣よりも控え目に装われた衣服であつたといえるのではないだろうか。主人が浄衣姿の時、御供の侍・中間が白直垂を用いるという着装の状況からすると、白直垂は寺社詣の際の随従に当たつての従者の装束であつたと考えられる。これは詮ずるところ、主人の装いから一歩へりくだつた従類装束だつたといえるだろう。

これまで白直垂が、寺社参拜の折に明衣^{めいゐ}としての浄衣とともに用いられた様子について確認してきた。ところが、鎌倉では寺社詣において、全く意外な装い方が為されていた。

『とはすがたり』巻四では、作者が初めて鎌倉の地を踏み、鶴岡八幡宮に参詣した時の感懐が次のように述べられている。

『とほがたり』 卷四⁽²⁵⁾

明くれば、鎌倉へ入るに、……(中略)……由比の浜といふ所へ出でてみれば、大きな鳥居あり。若宮の御社、遙かに見え給へば……(中略)……先づ御社へ参りぬ。所のさまは、男山の景色よりも、海見はるかしたるは、見どころありとも言ひぬべし。大名ども、浄衣などにはあらで、色くくの直垂にて参り出づるも、やう変はりたる。

(傍点筆者)

『とほがたり』は、後深草院に仕えた女房二条によって綴られた自伝である。前半は宮廷での生活が、そして後半には尼になって諸国を行脚する中で遭遇した事態が綴られている。そのため公家の目からみた率直な感想が記され、特に鎌倉滞在中に経験したことがらについての所感は、公武の相違を知るための絶好の手がかりともなっている。

この記述によると、御家人たちが直垂姿で物詣をしているのを見て「やう変りたる」と述べている。公家出身の作者にとつては、浄衣を身につけないことが不思議に思われたのであろう。このことは当時の、公武でのならわしの相違を示している。武家においては公家とは異なり、物詣で当たって別段、白い衣服を着るといふ習慣は無く、「色々の直垂」を着て参詣していたのである。

先に見た宗尊親王の二所詣のための鶴岡社参(『吾妻鏡』文応二年(一一二六)二月七日条)においては、宗尊はむろん浄衣を着ていたはずである。そして、供奉人として従った幕府内での地位が高い武家たちも浄衣姿であったが、彼らは親王將軍に付き添うに当たり、公家のしきりに迎合したものと考えられる。このことからすると、彼らに扈従していた侍・中間が着ている白直垂は、潔斎の意味も含みながらも、扈従にあたっての礼装としての意味合いが濃かったのではなかろうか。

このことを確かめるために、鎌倉武家の白直垂着用の様子をもう少し探ってみる必要があるだろう。
II・1では頼経將軍妻室の出産の場面を紹介したが、その四年前の婚礼の記事がある。

『吾妻鏡』寛喜二年（一二三〇）二月九日条

九日丙寅、雨雪降、將軍家^{御年}御嫁娶事、内々有^二其沙汰^一、……（略）……亥尅、竹御所^{御年}廿八、入^二御于^一宮中^一、是御嫁娶之儀也、緯起^二楚忽^一、為^二密儀^一之間、非^二晴儀^一、且被^レ用^二御輿^一、經^二小町大路^一、入^二御於^一南門^一、雜色^二一人取^一三松明^一前行、供奉人、越後守^{臨期中^レ離^{有^レ禪故也}}、式部大夫^{政村}、大炊助^{有時}、周防前司親実、左近大夫將監佐房、上野介朝光、^{以上布衣}騎馬、隱岐三郎左衛門尉、同四郎左衛門尉、佐原十郎左衛門太郎、佐々木八郎、^{以上白固}等也、相州^{白襖}、武州^{香狩}、被^レ候^二御輿寄^一云々、

寛喜二年（一二三〇）二月九日、頼経將軍の嫁娶の儀が行われ、竹御所（二八歳）が宮中へ入った時のことである。この儀の日程は急に決まり密儀であったため、盛大な行列は行われなかったが、騎馬及び歩行の御家人たちが供奉に当たっている。そしてそれを連署の北条時房（相州）と執権の泰時（武州）が輿寄で出迎えるという次第であった。この儀においてもやはり、狩衣・布衣・白直垂の三種の衣服が記されている。

布衣を着て騎馬で御供したのは、北条政村（式部大夫）・北条有時（大炊助）・藤原親実（周防前司）・大江佐房（左近大夫將監）・結城朝光（上野介）らの五人であった。北条政村・有時は時の執権泰時の弟に当たり、権勢を誇る北条一族である。藤原親実は幕府の吏僚であり、將軍御所の儀礼などの奉行を務めていた人物である。⁽²⁶⁾ 大江佐房は大江広元の孫にあたり、当時は五位で、幕府の要職にあった。⁽²⁷⁾ 結城朝光は、頼朝の烏帽子子となり側近に仕えた、いわば幕府の宿老である。⁽²⁸⁾

そして、將軍御所の輿寄に祇候したのが、時の連署北条時房（「相州」）と、執権の北条泰時（「武州」）であり、二人は狩衣を着用してこの儀式に臨んだことがわかる。つまり、布衣・狩衣姿の彼らは幕府の要人たちである。

それに対し、歩行で供奉した者たちは白直垂を着用している。そこで、白直垂の供奉人（歩行で御供）四人について検討したところ、次のようであった。

「隠岐三郎左衛門尉」・「同四郎左衛門尉」とは、二階堂行義・行久の兄弟である。二階堂氏は草創期から幕府に仕えた文士の家筋で、両名とも、のちに評定衆に列するものの、この時の官位はまだ左衛門尉で、従六位下もしくは正七位上であった。「佐原十郎左衛門太郎」は、佐原景連のことである。佐原氏は有力豪族三浦氏の系統であり、この景連の父義連の頃、佐原を名乗った。嘉禎四年（一二三八）二月一七日の頼経將軍入洛の際に、三浦義村の随兵中に景連の名が見え、三浦義村の家子であったことがわかる。そしてやはり、左衛門尉である。

佐々木八郎は、佐々木信朝のことである。加地太郎と称した佐々木信実の八男で、評定衆の家柄佐々木氏の庶流、加地氏であった。彼は他の記には犬追物・小笠懸・弓始・遠笠懸の射手として多く登場し、頼経將軍出行の際には調度懸の役を務めていることから、特に射芸に秀でていたと考えられる。

以上のように白直垂の者たちは歩行にて、おそらく新婦の輿の左右を護るために御供したのであろう。このことからすると頼経將軍もしくは竹御所の近習となるべく、行列に加わっていた可能性がある。そして、彼らはいずれも名族出身ながら、庶子であったり傍系の者たちであった。また官位は左衛門尉と、従六位下もしくは正七位上であり、いずれのちに然るべき地位を得るものの、この当時はまだその半途であったといえる。さらに、佐々木八郎（信朝）に関しては、寛喜の当時はまだ無官だったようであるが、それにもかかわらず名前が載っているのは、おそらく射術の技量を認められ、武に長けた者としてこの役を仰せつかったのであろう。

こうしてみるとこの時、歩行の供奉人として白直垂を着用したのは、幕府最上の地位にまでは及ばない立場の者たちで

あつた。つまり白直垂とは、地位向上及び仕官の途次にいる武家にとっての、儀礼の際に着用する衣服だったと考えられるのである。

これまで検討してきたことからすると、寺社詣の際に上級武士が召し連れる侍や中間が白直垂であつたが、これは物語の衣服というよりも、むしろ供奉装束として着用していたといえよう。それは、『とはすがたり』にみたように、当時の鎌倉武家社会においては、淨衣を着て社参する習慣は無かつたことから証することができる。

さらに、婚礼の行列において白直垂を装つて供奉する武士たちは、幕府内で決して身分が低いわけではなかつた。しかし、その他の供奉人たちからみれば格下であることから、これもやはり、儀式全体の構成員の中での分限をわきまえた、一歩引き下がった礼装であるといえる。

つまりここでも、室町時代のように供奉の行粧は、行列において主人を引き立てるための服飾であり、そのための白だったのである。

Ⅲ その他の場における白直垂

1 清淨無垢・恭順の表現

白が古代において神聖な色と考えられていたことは前述のとおりである。中世においてもおよそこの流れを汲み、清淨・無垢を表わすために用いられていたことが文学作品より明らかになる。

『平治物語』の最終部分は、頼朝が伊豆に流される場面であるが、のちの頼朝の源平合戦における勝利を予期するかの如き内容で締めくくられている。頼朝は伊豆へ下る途中、八幡神を祭る建部神社に立ち寄り、一夜通夜をすることにす。すると、忍んでついて来ていた上野源五守康というもと父義朝の郎等が、人々が寝静まって後、彼のそばへ参じて次

のように囁くのである。

『平治物語』「頼朝遠流の事付けたり守康夢合せの事」⁽³⁵⁾

「今度伊豆国におはしまし候とも、御出家ばし候な。ふしぎの夢想をかうむりて候。八幡へ参詣して候へば、御殿のうちより、『頼朝が弓矢はいづくにあるぞ』と御たづね候つれば、『是に候』ととうし二人弓と矢をもちて参りて候つるを『ふかくおさめをく期があらんずるぞ。其とき頼朝にたぶべし』とおほせられ候つれば、御殿にふかくおさめをかれ候き。又その、ち君しろき御ひた、れにてまいらせ給ひ、庭上にかしこまつて御わたり候つれば、しろかねのうち敷のうちあはびを六七八ほんがほどをかせたまひ、目手にて、『すは頼朝、給はれ』とて御簾のうちよりをいだされ候つるを、君まいらせ給ひ、このあはびをふつくとまいりつるが、纒に一ほん計のこさせ給ひ、『すは守康、給はれ』とてなげいださせたまひ候つるを、もりやすたまはり、食するともおほえず、懐中するともおほえずして夢さめ候ひぬ。いちぢやう君御代にいでさせたまひ候ぬとおほえ候。あいかまへてく御出家などめされ候な。」とさ、やき申ける。佐殿人や聞らむとおほしめされければ、返事をばしたまはず。うちうなづきうちうなづきぞしたまひける。

八幡神は弓矢の神として源氏の尊崇があつく、これは後の頼朝の拳兵を暗示するものである。守康のみた夢の中で「御殿のうち」及び「御簾のうち」からの声は、恐らく八幡神のものであろう。そして、その前に畏まっているのが白直垂姿の頼朝であった。彼が神前において清廉・無垢を示す姿として、白直垂が用いられている。

このように神前での厳肅さをあらわしたり、神事に携るために白い衣服を用いることは今日にも通じるところであり、容易に想像することができよう。

いっぽう、清廉や無垢とも通じる、私欲のないことを表現するための服飾としての白直垂の着衣もあった。このことを確認するものとして、『平家物語』「一門大路渡」に次のような描写を見出すことができる。

『平家物語』第一二「一門大路渡」⁽³⁶⁾

おなじき廿六日、平氏のいけどりども京へいる。みな八葉の車にてぞありける。前後のすだれをあげ、左右の物見をひらく。大臣殿は浄衣をきたまへり。右衛門督はしろき直垂にて、車のしりにぞのられたる。

生捕になった平家一門は都の大路を渡された。その時、平宗盛（大臣殿）は「浄衣」、その子息清宗（右衛門督）は「しろき直垂」という身支度で前後の簾を上げた車に乗せられ、衆目に晒されたのである。この場の、父宗盛の浄衣は捕虜としての姿である。捕われの身となった以上、我身のすべてが相手方に委ねられてしまっている無力な状態であり、敵愾心を持つことを許されない。そのような立場を、すべての色を取り去った白い浄衣姿であらわしている。そして、浄衣と照応して用いられているのが息子清宗の白直垂である。従って、この姿も捕虜として無抵抗であることを表現していると推測できよう。

つまり、文学作品においては、白直垂を無抵抗や恭順の意を示すための心意表現として登場させているのである。さらにこの場の情況から判断すると、白直垂姿は、浄衣よりも下に位置していたといえるのである。それは父の浄衣姿に対する息子の服装であり、その上、これを着て同じ車の後部に乗っていることからしてみても明らかである。⁽³⁷⁾

これらの文学作品の描写からすると白直垂とは、今日にも通じる概念と同様、清浄や無垢であることを示していた。しかしそれだけではなく、捕虜が着用していることから服従の意もあらわす衣服であり、行き着くところ、力が上の者に従うための究極の服飾であったといえる。

2 武家としての主張

鎌倉では幕府主催の催し物や行事がしばしば営まれていたが、ここからはそれらについて検討したい。

公家将軍時代の鎌倉幕府においては蹴鞠が流行し、五代将軍藤原頼嗣や五代執権北条時頼は、蹴鞠道の難波流に入門するほどであった。その頃の鞠会の記事には、次のようなものがある。

『吾妻鏡』 建長四年（一二五二） 四月二四日条

廿四日丁丑、天晴、御鞠也、将軍家出御、土御門宰相中将上_レ簾、其後人々列立、光泰進_二出懸中央_一、突_二右膝_一

置_二御鞠_一、

難波刑部卿_{上鞠一足}

土御門宰相中将_{布衣}

二条少将兼教朝臣_{布衣}

相州_{同錦革襪}

右馬権頭_同

武蔵守_同

出羽前司行義_同

紀瀧口行宣_同

……（略）……

数三百、三村左衛門尉計_二申之_一、尾張前司、佐渡前司、秋田城介義景、前太宰少式為佐_{已上白}、見証、及_レ晩事訖、

この鞠会において、初めに鞠を蹴る上鞠を行ったのが時頼（相州）の師である難波宗教（難波刑部卿）であり、鞠の蹴り手は幕府要人たちと東下の公家であった。

ここで、蹴鞠の競技者たちが皆公家系服飾の「布衣」を着ている中、「見証」である尾張前司以下の武家たちは「白直

「垂」を用いていることに注目したい。見証とは、鞠の競技者である鞠足の行動や鞠の状態を監視し、勝負を証する役である。そして審判であるからには当然、公平であることが条件である。従ってこの場では、誰の色にも染まらない公正な立場を示す意味で、見証を務める四人全員が審判としての白を用いていたと思われる。

また、注視すべきは、この四人の幕府内での立場について確認したところ、いずれも重要な地位にある人物たちだったことである。

「尾張前司」（名越時章）は北条氏の一門であり、宝治元年（一二四七）に評定衆、建長三年（一二五一）には三番引付頭人となり、この時点でも同様であった。⁽³⁸⁾「佐渡前司」（後藤基綱）は早くから幕府に出仕し、將軍頼朝の近習番として奉仕するとともに和歌にも秀で、活躍した。貞永元年（一二三二）に初代評定衆に選ばれたが、寛元四年（一二四六）に宮騷動に連座して評定衆を解かれた。しかし、その六年後の建長四年（一二五二）四月には引付衆に名を連ねている。⁽³⁹⁾「秋田城介義景」（安達義景）は、父祖以来執権に仕えてきた武士である。延応元年（一二三九）に評定衆に列して幕政の中樞に参加し、様々な場面で重要な役割を担った。そして北条時頼の外戚として執権を補佐し、建長四年（一二五二）には五番の引付頭人となっている。⁽⁴⁰⁾「前太宰少貳為佐」（狩野（藤原）為佐）は、文暦元年（一二三四）に五四歳で評定衆となったが、宮騷動に連座したため解任された。しかし、建長五年（一二五二）一二月には再び引付衆に加わっている。⁽⁴¹⁾

以上のように、建長四年（一二五二）四月二四日に催されたこの鞠会では、幕府屈指の人物たちが審判を行ったことがわかる。なかでも後藤基綱（佐渡前司）が文化的素養の深い人物であったことから推して、彼らは評定衆などの幕府要職にあるだけでなく、それぞれ文化に関しての修養を積んでいたと思われる。その上、彼らが幕府政治の是非を判断する評定衆や、相論の審理を行う引付衆・引付頭人であったことは、勝負を判定するに当たったの権威づけともなっていたのではなからうか。その意味でも白直垂姿は、よりいっそう公正さと厳格さを表現する服飾だったということができよう。

しかし、鞠足たちが盤領の布衣姿という公家系服飾を装う中で、なぜ幕府内での席次が高い彼らが、わざわざ垂領形式

の直垂を着たのだろうか。

ここで、蹴鞠の様子を知る手がかりとして、後白河院の命で作成された『年中行事絵巻』⁽⁴²⁾を見てみたい。この絵巻の巻三には蹴鞠に興ずる公家たちの姿が描かれており、公家の世界では蹴鞠の際にどのような服装で臨んでいたのかを垣間見ることができるところである。

そこにいる人々の服装は、鞠足は八人で、うち四人が狩衣を着ており、ほかには冠直衣かんぢりのうし姿が二人と僧綱襟そうこうりんの衣服を着た僧が一人描かれている。そして見証を務める四人の服装は、全員がすべて狩衣である。すなわち直垂姿は見当たらず、公家系服飾を着用して行事が営まれているのである。

蹴鞠は和歌と並ぶ公家の芸能であるが、当時の鎌倉では文化行事に力を入れており、建長四年（一二五二）四月二四日に行われたのは宗尊親王が鎌倉に下着して間もなく開かれた鞠会であり、実際この二日前の記には、蹴鞠の家である難波流の難波宗教をこの会のために京都からわざわざ招き、執権の時頼が詳細について再三相談したことが書き記されている。そしていよいよ当日は將軍臨席のもとに、武家が主体のいわば「幕府の鞠会」として開催されたと思われる。であるからこそ、見証の宿老たちは武家服飾の代表である直垂を着ることで、幕府の威容を示す必要があったと考えられる。その時に着用されたのが白直垂であった。このことは白直垂が幕府の儀式や行事を支える重要な役割を担う者たちの、武家らしさを誇るための礼服だったことを物語っている。さらに、室町時代の供奉装束にみるように、主体である鞠足たちの姿を際立たせるための白の衣服でもあり、ある意味で臨席した將軍が勝負を観覧しやすくするための奉仕の一環でもあったとらえることもできよう。

次に文化行事に対して、武家独自の催しの様相についても目を向けてみたい。北条重時は寛喜二年（一二三〇）三月に六波羅探題として上洛したが、旅立ちにさきがけて饒別として將軍（頼経）主催の犬追物が行われた。

『吾妻鏡』寛喜二年（一二三〇）二月十九日条

十九日辛巳、天晴、將軍家令^レ出^二由比浜^一給、是駿河守^{重時}、為^二京都守護^一、近日依^レ可^レ令^二上洛^一、御餞別之故也、
相州、武州、駿河守、^{各野天}被^レ參、有^二六十疋犬追物^一、内檢見駿河前司^{白直垂、夏毛}行騰^{黒馬}、外檢見下河辺左衛門尉^{曳柿直垂、夏毛}行騰、
馬^{草毛}

犬追物の檢見（内檢見・外檢見）とは、射手の射方や矢の当たりはずれなどを糺す役である。内檢見を務める「駿河前司」（三浦義村）は、白直垂に夏毛^{なつげ}の行騰^{むかまき}、そして外檢見の「左衛門尉」（下河辺行光）は曳柿^{ひきがき}の直垂にやはり夏毛の装束であった。夏毛の行騰は鹿の毛皮で、夏の半ば以降黄色になって白い斑点の鮮かに出る頃のものである。そして行光の直垂の色の曳柿とは布に柿渋を用いて刷毛染したもので、色は明るい茶色もしくはくすんだ橙色系統である。

ここで、いわゆる審判役の二人が蹴鞠の見証がそうであったように、なぜ両者とも白直垂を着なかつたのが疑点となろう。しかし、これは次のような武家の美意識が発揮された結果であることとらえることが可能である。

審判（檢見）としては、あくまでも白を着ることがふさわしいため、三浦義村は白を着用している。しかし、共通に懸けた夏毛の行騰は両足全体を覆う長大なものであり、乗馬姿にかなりの存在感を示す服飾であった。そこで、この行騰の斑点の色の白と、毛皮の地の色に近い明るい茶色系の直垂を対^{つひ}にして二人の統一をはかつたと推察できる。このような武家の美意識は、頼朝の大將拜賀の行列にみられるような「随兵が御供に際して、同じ色の鎧と鎧直垂を着る者同士で番う」という服飾表現と共通するものである⁴³。

かくして我々は武芸の催しにおける鎌倉武家の美意識の成熟をみる事ができるのである。

で、立ったまま高圧的な言辞で由利に詰問したのである。すると、由利は忿怒して景時の無礼な作法を責め、「そのような態度の者に対して返答する必要はない。」と拒否した。結局この後、景時は役目を降ろされ畠山重忠に交替した。そして重忠が礼儀正しく由利に接したため、ようやく真実を聞き出すことができた。

この記事の中で、由利が憤った原因の第一は勿論、景時が礼を欠いた態度で接したからである。しかし第二の理由として、白直垂の姿で、かつ折烏帽子に労働などの際に烏帽子が落ちないために用いる烏帽子懸えはしがけを懸けていたことも、ぶしつけな態度を強調するための表現だったのではないかと思われる。つまり白直垂は着の儘の普段着だったのであろう。このように考えるのは『源平盛衰記』と『長門本 平家物語』に描かれている、鎌倉に連行された平重衡に頼朝が対面する場面が想起されるからである。その時の頼朝の様子はまず『源平盛衰記』によれば、「洪塗の立烏帽子に白直垂を着して、寢殿に出でて著座、空色の扇披き給ひて」という白直垂の装いであった。そして同じ場面を『長門本 平家物語』により確認すると、「兵衛佐（頼朝）は、しふぬりの烏帽子に、白小袖に、ちやうけんのひた、れこはかまきて、空色のあふきの月いたしたるもちて」とある。長絹ちやうけんで仕立てた直垂（色については述べられていない）を着用して小袴こばなまをはいていたのである。このように、くつろいだ場や軽便さを要する際に着用する小袴をはいていることからすると、頼朝の白直垂姿はやはり、家居の服としての装いであったと判断できるのである。

さらに、白直垂が家居の普段着として着用されている例として『とはずがたり』中に、幕府権力者の姿を見出すことができる。

『とはずがたり』巻四

相模守の宿所の内にや、角殿とかやとぞ申し。御所さまの御しつらひは、常の事なり。これは金銀珠玉をちりばめ、「光耀鸞鏡を磨いて」とはこれにやとおぼえ、解脱の瓔珞にはあらねども、綾羅錦繡を身にまとひ、木丁の帷

子、引き物まで目もか、やき、あたりも光るさまなり。御方とかや、出でたり。地は薄青に、紫の濃き薄き糸にて、紅葉を大きな木に織り浮かしたる唐織物の二衣に、白き裳を着たり。みめ、事柄誇りかに、丈高く大きなり。かくいみじと見ゆるほどに、入道、あなたより走り来て、袖短なる白き直垂姿にて、馴れ顔に添い、たりしぞ、やつる、心地し侍し。

作者二条は、鎌倉滞在中に將軍の交替に出くわし、公家のしきたりを知る者として助言を求められた。新將軍久明親王の東下に際し、その母である東二条院から内管領平頼綱の北の方に贈り物として五衣いつつきぬが送られてきたが、どのように縫えばよいかわからないので教えてほしいとの依頼があったのである。

そしてその住まいを訪れてみるときらびやかな豪邸であり、出てきた「御方」という北の方は贅沢な唐織物の二衣ふたつきぬに裳を装っていた。体格も良く、たいしたものだと思っているうちに、夫である頼綱が袖の短い白直垂姿で出てきたのであった。作者はこの様子について興ざめであると述べているが、頼綱が北の方の側に馴れ顔で座ったことだけでなく、北の方の豪華な素材の二衣に対する白直垂姿（それも織幅が狭い布で仕立てたためか、袖が短い）だったことによるのである。二人の装いの落差が大きかったのである。すなわち、この時の白直垂は人前に入る時の服ではなく、家居の普段着だったといえよう。

また、奉祝の場を潤色するために普段着姿の白直垂の人物を登場させた例もある。

『吾妻鏡』 建長三年（一二五二） 五月一日条

十五日甲戌、天晴風静也、今朝、相州以安東五郎太郎一為御使、被送御書於若宮别当法印一隆弁一、女房座之事、日来可レ為今日一之由雖被レ仰、于今無其氣分之間、御存知之旨、頗不審云、献返報一畢、今日酉尅可レ為二

必定、不_レ可_レ有_二御不審_一云、於_二申刻_一、漸御気分出現之間、醫師典葉頭時長朝臣、陰陽師主殿助泰房、驗者清尊僧都、并良親律師等参候、酉終刻、法印_{隆弁}参加而奉_二加持_一之、則若君誕生、奥州兼而被_レ座、此外御一門之老若、総而諸人参加不_レ可_二勝計_一、頃之、御驗者以下祿、各可_レ賜_二生衣一領、野劍一柄、馬一疋也、于_レ時_三三浦介盛時_{白直垂}参、抔悦之余、騎用所之馬_以置_二銀鞍_一、自令_レ引泰房与、是名馬也、大嶋鹿毛_云、

時の執権北条時頼の息男、時宗誕生の時の記事である。出産予定日の朝、未だに気配の無いことを心配した時頼（相州）は、鶴岡別当隆弁に使者を立て尋ねた。その返答には、酉の刻には必ず御出産あることは間違いないので御心配なさらぬように、とあった。するとその通り、申の刻にはようやく「御気分出現」し、酉の刻の終わりには若君が誕生した。前もってその座にいた重時（奥州）をはじめとして、一門の老若や諸人が数多く参じた。ややあつて験者たちに祿を賜ったが、三浦介盛時が「白直垂」を着て駆けつけてきた。そして悦びの余り乗用の自分の馬を引き、陰陽師の泰房に与えた、という内容である。

時宗誕生をめぐる記述は、他の出産の記事にくらべると格段に長く詳しい。それは、のちに八代執権として蒙古帝国の侵攻という難局を切り抜けた北条氏が誇る英傑の出生に関わる記であるため、『吾妻鏡』が後に編纂される際、意図的にしたためられたからであろう。そしてそこには、三浦介盛時の行動について別して記されており、殊のほか注記されているのが白直垂姿だったのである。

三浦介盛時は、三浦氏流の佐原を名乗った義連の孫に当たり、父は佐原盛連、母は三浦義村の娘の矢部禪尼である。矢部禪尼は、かつて執権北条泰時（在職一二二四～一二四二）の妻となったのちに盛連と再婚しており、泰時との間に北条時氏（時頼の父・時宗の祖父にあたる）をもうけていた。つまり、北条時氏と盛時は異父兄弟ということになる。宝治元年（一二四七）六月に起こった宝治合戦においては、三浦泰村一族が、安達一族と執権北条時頼によって滅ぼされた。こ

の時、盛時は三浦惣領家には従わず、時頼方として戦った。それは矢部禅尼を通じた北条得宗家との親昵によるものと思われる。結局、宝治合戦で生き残った三浦氏は、庶流であった佐原盛連の家筋のみとなり、盛時が三浦家を継ぎ三浦介を名乗った。

時宗誕生の記事において、盛時が喜びのあまりとった所作は特筆されている。これは、その場にいた人々との同慶をあらわすもの以上であり、さながら北条氏に対する追従とも解釈できるのであるが、その前にふまえておくべきは、彼は遅参したということである⁽⁴⁶⁾。集った人々の祝福の雰囲気盛り上がりつつあるところへ、とるものも取り敢えず駆けつけたと推量でき、だとすればこの時着ていた白直垂とは、やはり普段着だったのであろう。乗用の名馬を自ら引いて陰陽師に与えたことについても、予め引出物を準備する間がなかったのではないかと想像できる。盛時の白直垂姿とは、着のみ着のまま慌てて駆けつけたほど喜ばしい出来事を、大仰に表現するためのものであったとの解釈が成り立つのである。

以上のように常の衣服としての白直垂についてみてきたが、直垂は武家にとってはもともと日常着であり、家居の服や労働着として相変わらず用いられていた。なかでも、染色を施さない素地のままの白直垂は最も簡素な衣服として常用されていたことは想像に難くない。あいにく史料にはその素材については言及されておらず知る術もないが、ほとんどは上質の絹ではなく、そけ鹿絹や布製の素服であったと考えられる。

中世の白直垂がそのような褻の服としての気分をも象徴しながら装われていたと考ええると、あらためて1・2であげた『満濟准后日記』における義教元服の役人が着用していた布の白直垂が思い起こされる。儀式の主役である主人の白の絹製の白襖姿を引き立て一段と見事に見せるためには、染色を施さない白布製が最適な衣服だったことは容易に想像できるはずである。また、その場合には特別な晴の装束とはいえず、主人を際立たせるための装いだったととらえることができるのである。

おわりに

「室町時代の武家儀式において、役人が着ている白直垂とは一体何なのか。」そのような一介の問いの答えを導くべく、鎌倉時代に遡って記録や文学作品を検討しながら由来を訪ねてきた。考察にあたっては、『建内記』に記されていた番頭の装束の規定、つまり「主人よりも格下の行粧で扈從する」という法則を基軸として白直垂着用の様相を検討したがその結果、次のことがらを明らかにすることができた。

一、儀式における白直垂はいわば、「黒衣に徹する」ための礼装であり、主役や上位者を引き立てる装いとしての意味をもっていた。⁽⁴⁷⁾これは『建内記』にみる室町時代の番頭の装束の法則と同質の服飾表現であったといえる。また、儀式中では特殊な役割を担う者や、儀式を支える役目の武士が礼服として用いていたこともうかがい知ることができる。

二、行列において着用された場合には、主人の装いから一步引き下がった従類装束としての役割があった。しかし、白直垂で供奉しているからといって、決して身分が低いわけではなく、榮進の途次にある有望な武士によって装われていたのである。つまり、相対的な関係の中で着用された礼装であったといえよう。

ちなみに、物語で扈從する者たちが着用した場合には、神事服の機能というよりも従類装束としての色合いが濃かった。ここにもやはり、『建内記』にある召し具される者としての分をわきまえた装いの法則の源流を見いだすことができるのである。

三、その他の場においては、あらたに以下の事柄が浮かび上がってきた。

神仏との関わりでは、今日の白の概念にも通じる清浄・無垢をあらわしていたことはいうまでもない。しかし、戦闘で捕虜となった者が着用した場合には、服従・恭順を表現するものとなった。いわば、力が上の者に従うための衣服だったとも言え換えることができ、これまでみてきた主従関係の最も強烈な形であるといえよう。

そして、蹴鞠や犬追物の審判を務める武家は、公平さ・厳格さを示すために白を着用した。ただしそれだけでなく、直垂という衣服をことさら装ってみせることで武家としての存在を誇示したり、さらに武芸の場においては審判同士の服飾の色彩の統一を図るなどの配慮もなされた。これにより、武家文化の成熟を知ることができるのである。

さらに、白直垂は普段着としても着用される褌の装束であった。上位者を引き立てるための役割があることも勘案すると、晴の装束であるとはみなし難く、汎用性のある礼服であったと考えるのが妥当と思われる。

それにしても上衣・下衣ともに白の直垂装束は、儀式などにおいて様々な色彩の服飾が居並ぶ中で、定めて際立ったことであろう。それが練絹製ねりぎぬであれば光沢を放ち、つややかに主人を荘厳したであろうし、布製であれば、周囲の人物のどのような色・素材の衣服をも際立たせることができたはずである。

白直垂について一言をもってこれを蔽うなら、武家にとって上位者を引き立たせるための礼装であり、このような仕組みのもとに装われることは、鎌倉時代以来のいわゆる白という色彩の持つ気分象徴的な面が室町時代にいたっても受け継がれた結果であるといえよう。

白直垂着用の意味を導き出したことについては、以後、中世の史料中のこれを装う人物をとおして、その場の状況を多少なりとも読み解く手がかりを得たのではないかと自負している。しかし、さらに深く理解するためには、衣服の形態のみならず被服材料や流通をも含めて考えていく必要がある。それらについては今後の課題としたい。

註

(1) 『武家名目抄』第四(改訂増補故実叢書、明治図書、一九九三年)三四二頁。

(2) 『建内記』(『大日本古記録』)におけるこの部分の記は次のようなものである。

『建内記』永享三年(一四三二)二月一日・四日条

十三日、天晴、

早旦參^二室町殿^一、上御所前日、今日外様人々撰政已下自^二西面^一參賀、於^二常御在所南^一面有^二御対面^一、申次左兵衛権佐永豊朝臣、布衣、……(略)……

十四日、夜雪、

諸大名已下至^二昨日^一直垂也、役人白直垂、其外只直垂也、自^二今日^一諸大名着^二単物^一參人^{云々}、

(傍線筆者。以下同)

一三日には、義教の新邸移徙を賀すために撰政二条持基以下の様外の公家衆が訪れた。そして一四日の条には、新邸移徙の参賀において、諸大名以下については昨日までは、役人は「白直垂」、そしてその他の者は「只直垂」だったことが記されている。

(3) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館、一九八五年)、『中世武家の作法』(吉川弘文館、一九九九年)。

(4) 中井真木「公家の直垂―定家の頼実批判―」(『明月記研究』一一、二〇〇七年)一二五―一三七頁。

(5) 柳川真由美『教言卿記』にみられる直垂の文様とそ

の特徴」(『服飾美学』四八号、二〇〇九年)二一―三八頁。

(6) 杉山一弥『鎌倉年中行事』にみる鎌倉府の着装規範―鎌倉公方の服飾を中心として―(『室町幕府の東国政策』思文閣出版、二〇一四年)には以下のようにある。

鎌倉公方の御移徙のさいの装束は「御直垂」で、「御車」に乗ってこれにのぞんだとある。また、それに供奉する人々の装いは「白キ直垂」と規定されていた。これは正月行事の十七日条に、居館の御新造の年に催される年始の御的^{まて}では、射手の皆が「白」色の「直垂」を着用していたという記述とあいまってきわめて興味深い。この「白」を基調とした装束は、前述の誕生祝にもちいられていたことをみても、やはり清浄を表現する装いとの意味もあったのであろう。(傍線筆者)

(7) 増田美子「日本人と色」(増田美子編『日本服飾史』東京堂出版、二〇一五年)二〇三―二〇五頁。

(8) 「生成り」はJIS慣用色名では黄みの白と特定して、白の範疇に入れている。「色の手帖」(小学館、一九八六年)八八頁より)。

(9) 『鹿苑院殿御元服記』(『群書類従』武家部)。

(10) 『花宮三代記』(『群書類従』雑部)。

(11) 『満濟准后日記』(『群書類従』補遺)。

(12) 『建内記』(『大日本古記録』)。

なお、『建内記』の引用にあたっては、読点などは基本的

に『大日本古記録』を踏襲したが、私見に基づいて適宜加除した箇所もある。

(13) この史料(『建内記』応永三五年(一四二八)正長元(四・二七改元)三月六日条)のつづきには釜殿の装束に言及する部分がある。これによると「折烏帽子・白直垂」について、「是釜殿常用着用之物也、但号淨衣敷」とあり、白直垂は釜殿が常に着用するものであるとともに、淨衣が同一の衣服として扱われている。淨衣については、『庭訓往来』「八月三日状」(『続群書類従』消息部)將軍若宮參詣の様子を示す記述中に「供奉人淨衣。白直垂。布衣景勢。」とあり、供奉装束として扱われている。また、「鎌倉幕府追加法」五六三号「儉約事」の中には「力者装束、止淨衣_一可_レ為_二直衣_一」(直衣は直垂の誤りと考えられる。)というくだりを見出すこともでき、直垂とともに、あるいはそれに替わる力者の装束であったことがわかる。さらには、白の召供装束には白張(丁)があり、車副や松明持ちとして主人に随行する者の制服であった。白張・淨衣・白直垂はすべて白の衣服ではあるが、白丁・淨衣が盤領仕立てであるのに対し、直垂は垂領仕立てであり、装った際の態様は異なるものとなる。さらに白張は、特に糊を強く張った衣服であることから、そのシルエットは特徴的である。

本稿においては垂領として裁ち縫いされた直垂についてとり上げ考えることとしたため、白直垂と淨衣・白張との

関係については議論が繁雑なることを避けるために取り扱わず、稿を改めて論じたい。

(14) 八代國治『吾妻鏡の研究』(明世堂書店、一九四一年)。和田英松『吾妻鏡古寫本考』(『国史説苑』明治書院、一九三九年)三二五～三五八頁。

(15) 五味文彦『増補 吾妻鏡の方法』(吉川弘文館、二〇〇〇年)。

(16) 『吾妻鏡』第一、第四(新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九八一年・一九八三年)。以下、『吾妻鏡』はこれによる。

(17) 毛利親光は、当時、評定衆だった毛利季光の二男であり、大江広元の孫に当たる。左近藏人であることから、左近衛少監・六位藏人であり、つまり六位だったと推定される。

安達義景は、『国史大辞典』(吉川弘文館)「安達義景」の項によると秋田城介景盛の嫡子で、父に劣らぬ政治手腕をふるった人物である。父の出家後、嘉禎三年(一二三七)に従五位下である秋田城介となったとされる。従って、天福二年(一二三四)七月のこの時点では、六位の位にあったことがわかる。

(18) 『吾妻鏡』安貞二年(一二二八)七月二四日条。

(19) 『吾妻鏡』安貞二年(一二二八)七月二五日条。

(20) 役送が一〇人、手長が一〇人ずつ用意されたのは、一〇名の陰陽師ひとりひとりに対応するためであったと思わ

れる。

(21) 時村は政村の子、義時の孫にあたる。また、清時は義時の弟時房の孫であり、北条一族として高い家格の出身である。

正元二年（一二六〇）正月二〇日条には、宗尊親王の昼番衆を定め置いた際、「その内壮士においては、歌道・管弦・右筆・弓馬・野曲以下、すべて一芸に堪ふるの輩をもつてす。」とあり、この芸能の輩の二番に清時、四番に時村が記載されている。さらに、両者とも御所の廂番の結番中にその名がみえるほか、句の鞠会のための鞠奉行に「堪能を撰ばるところなり」とされた一員として、選出されている（弘長三年（一二六三）正月一〇日条）。

特に清時に関しては約一〇年前に近衆番（建長二年（一二五〇）二月七日条）・格子番（建長四年（一二五二）四月三日条）として宗尊に祇候していた。彼は『北条氏系譜人名辞典』（新人物往来社、二〇〇一年）によれば、次のように説明されている。『弘長元年將軍宗尊親王家百五十番歌合』の寄人の一人にもなっており、勅撰和歌集でもある『続拾遺和歌集』にも入集している。また藤原基政の私撰集であり、正嘉二年（一二五八）～正元元年（一二五九）に成立したといわれる『東撰和歌六帖』にその和歌がおさめられている。このように、和歌に情熱を傾けた宗尊親王に長く近侍し、寵を受けていたと思われる。』

(22) 『古今著聞集』（日本古典文学大系、岩波書店、一九六

六年）。

(23) 二所詣とは、箱根山・走湯山（走湯権現・伊豆山権現）と、三島社へ参詣するもので、源頼朝によって始められた。箱根権現・伊豆山権現を二所権現と称し、鎌倉時代を通じ幕府は、奉幣参詣を行った。

(24) 『吾妻鏡』文応二年（一二六一）正月二五日条。

(25) 『とはすがたり』（新日本古典文学大系、岩波書店、一九九四年）。

(26) 撰家將軍頼経に仕えた諸大夫（五位）で、將軍御所の儀礼や祭祀などの奉行を務めた（『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞社、一九九四年）より。

(27) 『吾妻鏡』嘉祿元年（一二二五）二月二〇日条には次のようにあり、佐房（左近大夫將監佐房）は、藤原親実（周防前司親実）とともに諸大夫であり、五位だったことがわかる。

『吾妻鏡』嘉祿元年（一二二五）二月二〇日条

廿日丙午、快霽、今日若君有御移徙之儀、申一点
御出御出……（略）……御出儀、

先諸大夫

左近大夫將監佐房

周防前司親実

……（略）……

以上十二人先行

(28) 『鎌倉室町人名事典』（新人物往来社、一九八五年）より。

(29) 二階堂行村の三男。通称は隠岐三郎左衛門尉、出羽

守、出羽前司と変化するが、隠岐は父行村が建保六年(一二一八)十一月九日に任じられた隠岐守による。行義が出羽守に任官した嘉禎三年(一二三三)一月二七日以降は、自身の官途名が通称となる。官途は、嘉禎二年(一二三二)二月三〇日、三四歳で使宣旨を蒙り、檢非違使・左衛門尉に任官。同三年(一二三三)二月二八日從五位下。

同年一〇月二七日出羽守。(『北条氏系譜人名辞典』(新人物往来社、二〇〇一年)より)。

このことからすると、寛喜二年(一二三〇)は六位であつたことがわかる。

(30) 行義の弟で、左衛門尉とあることから、やはり六位であつたと考えられる。

(31) 『関東評定衆伝』(『群書類従』補任部)。

(32) 『吾妻鏡』嘉禎四年(一二三三)八月一日・二三日改元)二月一七日条

十七日癸巳、天顔快霽、已剋、御出野路宿、先隨兵以下供奉人、自庭上至路次、二行座列、寄輿之後騎馬、隆親卿以下、於三関寺辺見物云々、子剋御入浴、着于六波羅御所此間新造給、

行列

先駿河前司隨兵三騎相或、以騎兵三十六人為隨兵

一番 大河戸民部太郎、大須賀八郎、佐原太郎兵衛門尉

……(略)……

行列のさきがけとなつたのは三浦義村(駿河前司)の隨兵で、家子三十六人が三騎ずつ並んだ。「一番」の中に見える佐原太郎兵衛門尉が景連である。

(33) 犬追物 …… 安貞二年(一二二八)三月九日条。寛喜元年(一二二九)九月一七日条。寛喜二年(一二三〇)二月一九日条。

小笠懸 …… 安貞二年(一二二八)七月二四日条。弓始 …… 安貞三年(一二二九)寛喜元年・三・五改元)正月一五日条。

遠笠懸 …… 安貞二年(一二二八)六月二六日条。調度懸の役 …… 文曆二年(一二三五)嘉禎元年・九・二九

改元)六月二九日条。嘉禎三年(一二三七)正月一七日条。

(34) 文曆二年(一二三五)二月九日の記事には御射の射手として「佐々木八郎左衛門尉」とあり、左衛門尉の官を得ている。

(35) 『平治物語』(日本古典文学大系、岩波書店、一九六一

年)。(36) 『平家物語』下(日本古典文学大系、岩波書店、一九六〇年)。

なお、他本には次のようにある。

『長門本平家物語』「宗盛清宗父子被渡大路事」四月廿六日には、内大臣以下、平家いけとりとも、

京へ入。八葉の車にのせ奉て、前後のすたれをあけ、左右の物見をひらく。内大臣は浄衣をそき給へる。御子右衛門督清宗御年十七、白きひたたれきて、車の尻に乗給へり。

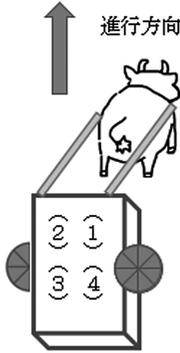
麻原美子・小井土守敏・佐藤智広編『長門本 平家物語』
四（勉誠出版、二〇〇六年）。

『源平盛衰記』「平家虜り都入り附頼人法師口説事並戒賢論師の事」

同じき四月二十六日申の時に、前内大臣、前平大納言時忠、前右衛門督清宗已下虜り入洛す。内府并に清宗卿は同車、八葉の車に前後の簾を巻き、左右の物見をあぐ、各浄衣を著られたり。

『源平盛衰記』（校註日本文学大系 第一六卷、国民図書、一九二七年）。

(37) 牛車の乗車位置は位階・家格など、身分序列により左図のように決まっていた。後部が格下の者の席である。



(38) 『関東評定衆伝』（『群書類従』 補任部）。

(39) 『関東評定衆伝』（『群書類従』 補任部）。

『北条氏系譜人名辞典』（新人物往来社、二〇〇一年）より。

(40) 『関東評定衆伝』（『群書類従』 補任部）。

鎌倉室町人名事典（新人物往来社、一九八五年）より。

(41) 『関東評定衆伝』（『群書類従』 補任部）。

『朝日日本歴史人物事典』（朝日新聞社、一九九四五年）より。

(42) 『年中行事絵巻』（日本の絵巻 八 中央公論社、一九八七年）一八〜一九頁。

『年中行事絵巻』（新修日本絵巻物全集 第二四巻、角川書店、一九七八年）一〇〜一一頁。

(43) 『吾妻鏡』建久元年（一一九〇）十一月二十八日条

廿八日戌寅、依_レ可_レ有_二大将御拝賀、随兵等事、今日有_二其定_一、爰江間殿密々被_レ示_二送于小山兵衛尉朝政_一曰、随兵事、当日臨_二御出之期_一、可_レ被_レ定_二左右_一、以下令_レ着_二同色甲并直垂_一之者上、可_レ為_二予合手_一之由、已申請訖、予赤革威甲、青筋懸_二直垂所_一用意也、汝令_レ着_二此色_一、可_レ番_二予者_一、朝政本自有_二一諾申事_一之間、殊喜_二此告_一、仍用_二意彼色直垂并甲冑_一云、頼朝の大将拝賀に際し、随兵などのことについて決定があったが、北条義時（江馬殿）は小山兵衛尉朝政に密かに次のことを連絡した。拝賀の当日は出立の時に、この次第が決められるが、同じ色の甲・直垂を着ている者が自分と対になるようにすでに頼朝に頼んである。自分は

赤革威あかかわせしの甲と、青筋懸丁の鎧直垂を用意しているので、同じ色を着て自分と対になってほしい、という内容である。そして、朝政は喜んでこの色を用意したのであった。義時は朝政と並び供奉することを望み、故に同じ色同士が番うことを頼朝に依頼したという事情もあるかもしれない。しかし、供奉に際して同じ配色の行粧の者同士が組になるという美意識が背景として存在していたのである。このように行列供奉においては、行粧の色彩が生み出す効果（ここでは統一感）にも配慮していたと考えることができる。

(44) 『源平盛衰記』（校註日本文学大系第一六卷、国民図書、一九二七年）。

(45) 麻原美子・小井土守敏・佐藤智広編『長門本平家物語』四（勉誠出版、二〇〇六年）一一〇頁。

(46) 三浦介盛時は宝治合戦の時にも刻限に遅れている。その時の様子は次のようにある。

『吾妻鏡』宝治元年（一二四七）六月二日条

二日癸未、近国御家人等、自南従北馳参、閉三繞左親衛郭外之四面、如雲如霞各揚旗、相模国住人等者、皆張三陣於南方、武威国党々、并駿河伊豆国以下之輩者、在東西北之三方、已閉四門、輒無推参之者、……（略）……而佐原太郎経連、比田次郎廣盛、次郎左衛門尉光盛、藤倉三郎盛義、六郎兵衛尉時連等、未レ被レ鎖レ門之以前参入、五郎左衛門尉盛時

者、聊遅参之間、光盛等甚周章、時連云、縦雖レ被レ閉三門戸、五郎左衛門尉参入者、不レ可レ滞者歟云、詞未レ終、懸三手於挾板上之者、諸人属目、是盛時也、一瞬之程、飛三超件挾板、立三于庭上、兄弟等殊待喜之、諸人莫レ不レ感レ之、左親衛又頼御入興、即以三諏方入道蓮仏、先面々被レ賀三仰之、次召三御前一賜レ鎧云、

近国の御家人が馳せ参じて時頼邸を囲み、四門が閉ざされた。佐原の子息たちは、まだ門が閉ざされる前に時頼邸に参集したが、「五郎左衛門尉盛時」だけが遅参していたため皆が案じていた。しかし、手を門の挾板（門の袖）にかけて飛び越え庭に降り立つ者がいた。これが盛時であった。佐原の兄弟や諸人は喜びまた関心し、特に時頼は、感興のあまり彼を御前に召して鎧を賜ったという。

この時、刻限に遅れて到着したものの、時頼から褒賞を与えられたという出来事をふまえると、時宗誕生の場での彼の行動については宝治合戦の際の遅参を想起させるものとして描かれた可能性もあるのではなからうか。

(47) 「引き立てる」ことについては、僧が裏頭することにあり、自らの存在を消して主役を際立たせるという方法もあった。安田次郎「室町殿の南都下向」（『文学』一一卷一号、二〇一〇年）によれば、足利義満南都下向の際の春日社参詣を見物した門跡たちが、大勢の僧とともに裏頭の姿だったことについて次のように解釈されている。「裏頭に

は匿名化の意味とともにこのような見物の場合においては、第一人者としての室町殿を引き立てるための背景と化する意味があった。しかしさらに、門跡や准後の裏頭での見物姿には、彼らが見物人と化していること自体が見るに値するものともなり、そのことよって儀式中の室町殿の威光・威厳がより高まった。」(概要)

このような微妙なおもむきのとらえ方と同様に考え、白は、すべての色を消し去った色であり、これを着ることによって華やかな染物や織物を装う主人を引き立たてたと結論した。

(お茶の水女子大学大学院博士後期課程、
群馬医療福祉大学社会福祉学部教授)